

資格喪失後の受診による 医療費の返納請求について

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340 (内) 116・117

お勤め先の健康保険への加入や転出等により美浦村の国民健康保険(国保)の資格を喪失された方が、手元に残っている国保の被保険者証(保険証)を使って医療機関を受診された場合、国保が負担した保険給付費(医療費総額の7割～9割分)については返納していただくことになります。

該当となった方には美浦村から返納請求の通知を送付いたしますので、美浦村役場会計課または金融機関でお支払いをお願いします。

● 返納方法

1. 美浦村役場国保年金課から「資格喪失後受診による医療費の返納について」という通知を送付します。同封の納入通知書にて、指定期日までに納入をお願いします。納入の際の領収書は再発行できませんので大切に保管してください。
2. お支払いの確認ができましたら、役場納入の場合は国保年金課窓口で、金融機関からの納入の場合は後日郵送で、「診療報酬明細書」をお渡しします。
3. 美浦村へ返納した医療費は、医療機関受診時点で加入していた健康保険へ払い戻しの請求ができる可能性があります。詳細は健康保険へお問合せください。健康保険へ請求する際は、美浦村へ返納した際の領収書と診療報酬明細書を請求書類等と併せて提出してください。

□ 返納した際の領収書
□ 診療報酬明細書
請求に必要なだから、
なくさないように
注意しよう！



● 保険証は正しく使いましょう

医療費の返納金額は、診療の内容により高額になる場合がありますので、以下のことにご注意ください。

新しく加入した保険の保険証が交付されるまでに時間がかかる場合

美浦村国保の資格は、社会保険の資格取得日に遡って喪失となります。新しい保険証が届くまでに時間がかかる場合でも、美浦村国保の保険証を代わりに使用することはできません。

受診の際は、お勤め先の担当者等に相談し、指示を受けてください。やむを得ず受診した場合は、医療機関等に保険の切り替え中である旨をお伝えください。

美浦村から他市町村へ転出した場合

転出先市町村に転入した日から美浦村国保の保険証は使えなくなりますので、速やかにご返却ください。

国民健康保険に加入の方で

修学のために他市町村へ住所を移される方

美浦村の国民健康保険に加入している方で、修学のために他市町村へ住所を移される方は、原則として美浦村の国民健康保険に継続して加入することになるため、手続きが必要です。

住民課で住所を移す手続きを行った際は国保年金課へ案内されますので、国保年金課窓口で修学のための住所変更である旨を申し出てください。

